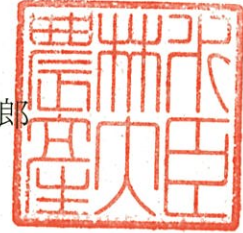


3 新食第 484 号  
環循総発第 2108302 号  
令和 3 年 9 月 10 日

日本ハム食品株式会社  
代表取締役 川畑 大一 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



環境大臣 小泉 進次郎



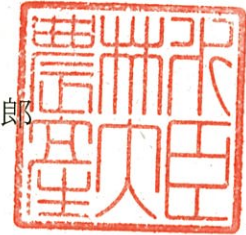
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定  
に基づく再生利用事業計画の認定について

令和 3 年 6 月 30 日付けで申請のあった再生利用事業計画については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、申請のとおり認定する。

3 新食第 484 号  
環循総発第 2108302 号  
令和 3 年 9 月 10 日

株式会社大栄工業  
代表取締役 山本 文生 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



環境大臣 小泉 進次郎



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定  
に基づく再生利用事業計画の認定について

令和 3 年 6 月 30 日付けで申請のあった再生利用事業計画については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、申請のとおり認定する。

3 新食第 484 号  
環循総発第 2108302 号  
令和 3 年 9 月 10 日

株式会社いがぐり  
代表取締役 森川 浩司 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



環境大臣 小泉 進次郎



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定  
に基づく再生利用事業計画の認定について

令和 3 年 6 月 30 日付けで申請のあった再生利用事業計画については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、申請のとおり認定する。